

移住促進事業費補助金について

この制度は、町内に移住(注1)される方が行く、住まいに関する事業に対し、その経費の一部を町の予算の範囲内で補助する制度です。

制度の詳しい内容は、町づくり推進課までお問い合わせください。

注1 移住とは、永住の意思をもって本町に住民登録し、かつ生活の本拠を町内に置くことをいいます。Uターンの場合にあっては、町外に15年以上継続して住所を有した後に、転入することをいいます。

補助金の種類・補助の対象者

補助金の種類	補助対象者
住宅建築費補助金	平成19年4月1日以降に移住した方又は移住する方 自ら居住するために、町内に住宅を新築した方
空き家住宅(注2) 改修費補助金	平成19年4月1日以降に移住した方又は移住する方 自ら居住するために、町内の空き家住宅を取得又は賃借し、1年以内に改修した方

注2 住田町空き家・空き地情報バンク制度に登録された住宅をいいます。

補助の対象要件・補助金の額

補助金の種類	補助対象要件	補助金の額
住宅建築費補助金	町内の建築業者等に発注し、かつ町産材(注3)を15立方メートル以上使用し住宅を新築した場合	定額100万円
	上記の要件以外の住宅を新築した場合	定額50万円
空き家住宅 改修費補助金	取得また賃借した空き家住宅の台所、便所、浴室、その他補助することが適当と認められた箇所を改修した場合	改修費用の2分の1以内の額(50万円を上限とする)

注3 町内に主たる事業所を有する事業体により製材及び加工された木材をいいます。

申請の方法等

(1) 申請する時期

事業が完了した日から30日以内に申請してください。

(2) 申請先

交付申請書に必要書類を添付のうえ、住田町町づくり推進課まで申請してください。

お問い合わせ先

住田町町づくり推進課 移住促進担当

0192-46-2114(直通)